



平成 29 年 2 月 10 日

各 位

上場会社名 日本カーボン株式会社
代表者 代表取締役社長 宮下 尚史
(コード番号 5302 東証第一部)
問合せ先 執行役員 業務管理部長 今井 浩二
(TEL. 03-6862-6110)

単元株式数の変更及び株式併合、並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 10 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。併せて平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 158 回定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 7 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 158 回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にするとともに、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
②併合の方法・割合 平成 29 年 7 月 1 日をもって、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	118,325,045 株
株式併合により減少する株式数	106,492,541 株
株式併合後の発行済株式総数	11,832,504 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 減少する株主数

平成 28 年 12 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	15,717 名 (100.00%)	118,325,045 株 (100.00%)
10 株未満所有株主	374 名 (2.38%)	922 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	15,343 名 (97.62%)	118,324,123 株 (100.00%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 374 名 (所有株式数の合計 922 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、併合の効力発生日前に「単元未満株式の買数」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日 (平成 29 年 7 月 1 日) をもって、株式併合の割合と同じ割合 (10 分の 1) で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成 29 年 7 月 1 日付)
400,000,000 株	40,000,000 株

(7) 株式併合の条件

平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 158 回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4千万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

平成29年3月29日開催予定の第158回定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成29年7月1日をもって変更いたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年2月10日
定時株主総会開催日	平成29年3月29日
株式併合の効力発生日	平成29年7月1日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年7月1日
単元株式数変更の効力発生日	平成29年7月1日

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29年7月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における単元株式数が1,000株から100株に変更される日は平成29年6月28日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数とは何ですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株にすることを予定しております。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では、10株を1株にすることを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更及び株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合（10株を1株に併合）を行うものです。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4 所有株式数や議決件数はどのようになるのですか。

単元株式数の変更と株式併合を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,423株	1個	142株	1個	0.3株
例③	537株	なし	53株	なし	0.7株
例④	3株	なし	なし	なし	0.3株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②、例③、例④）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成29年8月下旬頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満の例④の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

また、株式併合前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 5 株式併合によって所有持株数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様は100株になりますが、

1株当たりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減りませんか。

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてはQ4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q7 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増し制度または買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q8 株主側で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
	電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
	受付時間 平日 9時～17時